

# 熊本県公報

第 1 0 8 6 6 号  
平成 14 年 7 月 26 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

規 則 市町村に対して交付すべき普通交付税に係る基準税額等の算定に関する規則及び市町村に対して交付すべき地方特例交付金に係る市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則	(市町村総室)	1
告 示 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領	(会 計 課)	2
道路の区域変更	(道路維持課)	2
"	( " )	2
道路の供用開始	( " )	3
公 告 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村意見	(商工政策課)	3
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(県民生活総室)	4
道路位置の指定の廃止	(建 築 課)	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工政策課)	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請	(県民生活総室)	4
"	( " )	5
土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課)	5
登 載 依 頼 熊本県土地開発公社所有地の払下に係る一般競争入札の実施	(土地開発公社)	6

### 本号で公布された規則のあらまし

市町村に対して交付すべき普通交付税に係る基準税額等の算定に関する規則及び市町村に対して交付すべき地方特例交付金に係る市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則

( 1 ) 次の規則は、廃止することとした。

ア 市町村に対して交付すべき普通交付税に係る基準税額等の算定に関する規則 (昭和 46 年熊本県規則第 50 号)

イ 市町村に対して交付すべき地方特例交付金に係る市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則 (平成 11 年熊本県規則第 42 号)

( 2 ) この規則は、公布の日から施行することとした。

### 規 則

市町村に対して交付すべき普通交付税に係る基準税額等の算定に関する規則及び市町村に対して交付すべき地方特例交付金に係る市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 14 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 69 号

市町村に対して交付すべき普通交付税に係る基準税額等の算定に関する規則及び市町村に対して交付すべき地方特例交付金に係る市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

( 1 ) 市町村に対して交付すべき普通交付税に係る基準税額等の算定に関する規則 (昭和 46 年熊本県規則第 50 号)

( 2 ) 市町村に対して交付すべき地方特例交付金に係る市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則 (平成 11 年熊本県規則第 42 号)

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 582 号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成 14 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領  
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11）の一部を  
次のように改正する。

別表第 1 中肥後銀行宮地支店の項及び肥後銀行三角支店の項を削る。

別表第 2 肥後銀行牛深支店の項中「熊本県信用組合河浦支店」を削る。

附 則

この要領は、平成 14 年 8 月 26 日から施行する。ただし、別表第 2 肥後銀行牛深支店の  
項中熊本県信用組合河浦支店を削る改正規定は平成 14 年 9 月 9 日から、別表第 1 中肥後銀  
行三角支店の項を削る改正規定は平成 14 年 9 月 24 日から施行する。

熊本県告示第 583 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区  
域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一  
般の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路 の 種類	路 線 名	区 域 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 県道	原 植 木 線	鹿本郡植木町大字岩野字花立 236 番 1 地先から	前	6.0 ~ 9.2	82.4	単 交 安
		同 所 大字植木字東古屋敷 129 番 1 地先まで	後	8.6 ~ 9.4	82.4	

2 区域変更する期日 平成 14 年 7 月 26 日

熊本県告示第 584 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区  
域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一  
般の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	本渡苓北線	天草郡苓北町大字志岐字柳ノ渡 2128 番 2 地先から	前	3.0 ~ 7.0	100.0	単橋改
			後	3.0 ~ 7.0	100.0	
		同 所 同 字 1886 番 1 地先まで		4.0 ~ 11.5	104.7	
一般 県道	戸島熊本線	熊本市尾ノ上四丁目 2725 番 4 地先から	前	8.0 ~ 14.0	117.7	"
			後	8.6 ~ 16.0	117.7	
		熊本市尾ノ上三丁目 2192 番 4 地先まで		7.4 ~ 14.0	125.0	

2 区域変更する期日 平成 14 年 7 月 26 日

熊本県告示第 585 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名立花線	玉名市大字玉名字平城 4357 番 1 地先から	280.0	緊道整
		玉名市大字青木字前田 43 番 1 地先まで		
"	"	玉名市大字青木字前田 6 番 地先から	136.7	"
		同 所 同 字 48 番 1 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 14 年 7 月 26 日

公 告

熊本県公告第 616 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により西合志町から意見書の提出があったので、同法第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂菊南店  
熊本県菊池郡西合志町須屋上の原 1936 - 1
- 2 市町村意見の概要  
意見は特にありませんが、説明会における地元住民からの質疑・意見に対し、回答されたことを遵守していただくことにご留意願います。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室  
平成 14 年 7 月 26 日から平成 14 年 8 月 25 日まで

## 熊本県公告第 617 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 14 年 7 月 4 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人さくらの会
- 3 代表者の氏名  
矢野 康博
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市画図町大字重富 186 番地 5
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、不特定多数の者に対して、医療と福祉の立場から、予防医学・集団感染及び福祉活動に関する事業を行い、広く保健医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 熊本県公告第 618 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により行った平成 9 年 3 月 21 日熊本県指令菊土第 391 号の道路位置指定は、平成 14 年 7 月 11 日に廃止した。  
平成 14 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県公告第 619 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エース水前寺駅前店  
熊本市水前寺一丁目 296-1 番ほか
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
変更前 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役 田中 浩二  
変更後 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役 石原 進
- 3 変更の年月日  
平成 14 年 6 月 21 日
- 4 変更する理由  
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日  
平成 14 年 7 月 12 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧時間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 14 年 7 月 26 日から平成 14 年 11 月 25 日まで

## 熊本県公告第 620 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 14 年 7 月 8 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人やつしろ配食サービスワーカーズパセリ
- 3 代表者の氏名  
小田 信子
- 4 主たる事務所の所在地  
八代市大村町 622 番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、八代市及び八代市近郊の食事づくりに困っている高齢者・障害者等の世帯に、生活支援としての配食サービスに関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 621 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 14 年 7 月 15 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人 IOB スポーツ推進事業団
- 3 代表者の氏名  
福島 貴志
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市水前寺三丁目 44 番 34 号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者・障害者をはじめとする地域住民に対して水泳を通じた健康づくりに関する事業及び選手育成事業を行い、スポーツ振興に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 622 号

本渡市本渡市土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成 14 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	松 下 由 治	本渡市本渡町大字本戸馬場 2397 番地
"	梶 山 學	本渡市本渡町大字本戸馬場 2930 番地 4
"	山 下 富加司	本渡市本渡町大字本戸馬場 395 番地
"	池 田 三十四	本渡市下浦町 4359 番地
"	池 田 憲 昭	本渡市下浦町 9525 番地
"	宮 崎 東洋士	本渡市志柿町 3093 番地
"	田 中 孝 行	本渡市本町大字本 7886 番地
"	倉 田 博 次	本渡市本町大字本 607 番地
"	立 田 陽次郎	本渡市佐伊津町 4860 番地
"	梅 本 秀 幸	本渡市亀場町大字食場 1277 番地 2
"	山 下 昭	本渡市杵宇土町 425 番地
"	畑 山 勝	本渡市宮地岳町 4516 番地
"	西 口 文 克	本渡市宮地岳町 6362 番地
"	塩 田 實 治	本渡市楠浦町 10375 番地
"	和 田 初 雄	本渡市楠浦町 8168 番地
"	塩 先 康 雄	本渡市楠浦町 222 番地
"	大 中 末 光	本渡市楠浦町 4496 番地
"	新 田 勉	本渡市亀場町大字亀川 862 番地

監 事	園 田 松 次	本渡市本渡町大字本戸馬場 915 番地
"	宮 崎 武 久	本渡市志柿町 3250 番地 1
"	浦 上 篤	本渡市楠浦町 6147 番地

## 就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	梶 山 學	本渡市本渡町大字本戸馬場 2930 番地 4
"	山 下 富加司	本渡市本渡町大字本戸馬場 395 番地
"	植 田 繁 雄	本渡市本渡町大字本渡 1094 番地 1
"	池 田 三十四	本渡市下浦町 4359 番地
"	池 田 憲 昭	本渡市下浦町 9525 番地
"	宮 崎 武 久	本渡市志柿町 3250 番地 1
"	平 田 巡	本渡市本町大字本 6901 番地
"	倉 田 博 次	本渡市本町大字本 607 番地
"	立 田 陽次郎	本渡市佐伊津町 4860 番地
"	梅 本 秀 幸	本渡市亀場町大字食場 1277 番地 2
"	山 下 昭	本渡市炉宇土町 425 番地
"	畑 山 勝	本渡市宮地岳町 4516 番地
"	西 口 文 克	本渡市宮地岳町 6362 番地
"	塩 田 實 治	本渡市楠浦町 10375 番地
"	塩 先 康 雄	本渡市楠浦町 222 番地
"	宗 像 喜代三	本渡市楠浦町 2862 番地
"	宗 像 信 親	本渡市楠浦町 1840 番地 1
"	立 尾 勝 信	本渡市楠浦町 4307 番地
"	安 田 公 寛	本渡市本渡町大字本戸馬場 1040 番地 1
"	富 安 英 猛	本渡市下浦町 3823 番地 2
監 事	園 田 松 次	本渡市本渡町大字本戸馬場 915 番地
"	倉 田 一 敏	本渡市志柿町 813 番地
"	浦 上 篤	本渡市楠浦町 6147 番地

## 登 載 依 頼

熊本県土地開発公社公告第 1 号  
 熊本県土地開発公社有財産を次のとおり売却する。  
 平成 14 年 7 月 26 日

熊本県土地開発公社  
 理事長 古 城 芳 臣

- 物件の表示  
 号物件 熊本市戸島町 3220 番 1  
           雑種地 9,055.29 平方メートル（実測）  
 号物件 熊本市戸島町 3366 番 3  
           宅地 4,172.05 平方メートル（実測）
- 入札期日  
 平成 14 年 8 月 22 日 午後 1 時
- 入札場所  
 熊本市水前寺六丁目 5 番 19 号 熊本県住宅供給公社ビル 301 号室
- 入札保証金  
 入札金額の 100 分の 5 以上を納入するものとする。この場合において、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。  
 なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県土地開発公社に帰属する。
- 開札期日 入札終了後即時
- 入札説明会  
 次の日時及び場所で行う。  
 日時 平成 14 年 8 月 8 日 午後 1 時から午後 2 時まで

- 場所 熊本市水前寺六丁目 5 番 19 号 熊本県住宅供給公社ビル 301 号室
- 7 契約保証金  
契約金額の 100 分の 10 以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
  - 8 入札参加条件  
入札参加者は、落札後の土地利用にあたって、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 9 条第 1 項第 1 号に規定された都市計画法第 4 条第 5 項に規定する都市施設に関する事業に供すること。
  - 9 入札参加資格  
次のいずれかに該当するものは、この入札に参加できない。  
当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していない者
  - 10 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出期限 平成 14 年 8 月 20 日 午後 5 時まで  
提出先 熊本市水前寺六丁目 5 番 19 号 熊本県土地開発公社総務課
  - 11 入札に参加しようとする者は、10 の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
    - ( 1 ) 個人の場合  
市町村長発行の身元証明書、住民票及び印鑑証明書
    - ( 2 ) 法人の場合  
法人登記簿謄本及び印鑑証明書
    - ( 3 ) 1 又は 2 の代理人が参加する場合  
1 又は 2 に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書
  - 12 その他
    - ( 1 ) 契約締結期限 平成 14 年 8 月 30 日
    - ( 2 ) 売買代金納入期限 請求書により指定する。
    - ( 3 ) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目 5 番 19 号 熊本県住宅供給公社ビル 3 階  
熊本県土地開発公社総務課
    - ( 4 ) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県土地開発公社財務規程、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ入札するものとする。
    - ( 5 ) 問い合わせ先 熊本県土地開発公社総務課  
( 電話 096-383-1001 )

